

日南市広報誌広告取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、日南市広告事業実施要綱（令和2年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、日南市の広報誌「好きです にちなん」（以下「広報誌」という。）に対する広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の基準）

第2条 市広報誌に掲載する広告物及び広告主が指定した掲載の内容は、要綱第6条及び日南市広告掲載基準並びに別に定める日南市広報誌広告掲載基準に適合するものでなければならない。

（広告掲載の位置）

第3条 市広報誌の中の広告掲載の位置は、広報誌の目的を妨げない限度において、本市が定めるものとする。

（広告の規格）

第4条 広告掲載の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 50mm×横 187mm（1 枠）
- (2) 形式 J P E G、P D F

（広告の枠数）

第5条 市広報誌の中の広告掲載の枠数は、3 枠（表示位置固定で、ランダム表示はしない）以内とする。ただし、申込が3 枠を超えた場合は、次に掲げる順序により掲載順位を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人その他これらに類するものの広告
- (2) 公共的性格を有する民間企業で市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号以外の民間企業のうち、市内に事業所等を有するもの
- (4) 宮崎県内に事業所等を有するもの
- (5) 前4 号に掲げる以外のもの

2 前項の規定によっても掲載する広告を決定できない時は、申込み順とする。

（広告物の制作及び経費負担）

第6条 広告物の原稿データは、広告掲載者が経費を負担するものとし、広告主は、市の指定する仕様に従って制作し、市に提出するものとする。

（広告の募集）

第7条 広告の募集は、市ホームページ又は広報紙に掲載して周知するものとする。

(広告の掲載料)

第8条 要綱第7条に規定する広告の掲載料は、1枠につき月額16,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間については、要綱第8条の規定によるものとする。ただし、広告掲載の開始日及び終了日は市長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告掲載を行おうとする者は、要綱第4条第1項に規定する広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿等を添付して、申込むものとする。

2 要綱第4条第3項に規定する日南市広告事業審査会(以下「審査会」という。)が必要と認めたときは、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第11条 市は、前条の申込書の提出を受けたときは、審査会の審査を経て広告掲載の可否を決定する。

(広告掲載の納付)

第12条 広告掲載者は、第8条に規定する広告掲載料に掲載月数を乗じて得た額を市長の指定する期日までに、市が発行する納付書により一括して納付しなければならない。

(広告掲載者の届出義務)

第13条 広告掲載者は、次の各号に該当するときは、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) 広告主の名称、所在地及び連絡先等を変更するとき。
- (3) 広告を取り下げるとき。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。